# 社会保険制度(厚生年金・健康保険)における標準報酬制度について

2017年4月20日 厚生労働省

## 社会保険制度(厚生年金・健康保険)における標準報酬制度について

#### 1.標準報酬制度の概要

社会保険(厚生年金・健康保険)制度は、<u>毎月支払われる賃金を基礎</u>として、保険料の賦課・徴収、 被保険者記録の管理を行い、その月々の被保険者記録を基に給付を行う仕組み。

公平な保険料負担・給付の仕組みとするため、

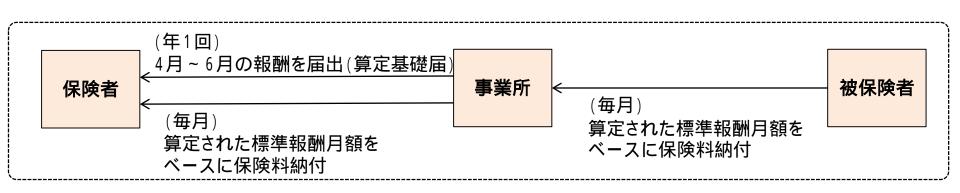
賃金を標準報酬月額に換算する際に、上限・下限を設けて賦課ベースとし、 社宅、食事などといった現物給与も賃金に換算した上で、保険料を賦課している。

多数の被保険者(約4,000万人)1人ひとりについて、それらの<u>事務を正確かつ迅速に処理できるよう、簡便な仕組み</u>として標準報酬制度を採用。

標準報酬制度下では、事業主は、原則、<u>年1回3か月分の被保険者の標準報酬を届け出れば</u> 良く、それに基づき、毎月、同額の保険料を支払うことで足りる。

1年間の保険料負担が一定で、事業主や労働者が年間の収支の見通しが立てやすくなっている。

4~6月の3か月に受けた報酬の平均をもとに標準報酬を決定。その年の9月から翌年8月までの1年間の基礎とする。 労働保険制度(雇用保険・労災保険)においては、被保険者の過去の報酬を逐一記録管理する必要がなく、保険料額も社会保 険に比べて少額であることから、全被保険者の賃金総額見込額を基礎に保険料を支払い、翌年度に精算する方式を採用している



## <u>2.標準報酬制度の在り方を検討する場合の留意事項</u>

#### (1)事業主の利便性のための電子化が前提

仮に標準報酬制度を廃止し、<u>毎月の賃金を保険料の賦課ベースとした場合、</u>事業主において、被保 険者1人ひとりについて、<u>毎月(12か月)分の報酬を保険者に届け出るという事務</u>が現状に比べ増加。 現行は4月~6月の3か月分の報酬を届出(年1回)。

<u>この事務の負担軽減を図るためには、事業主側でも体制整備が前提</u>となるが、<u>人給システムの導入</u>が進んでいない中小企業においては、その導入・維持コストが発生。

また、人給システムの導入が進んでいる大企業等においても、その改修コストが発生。

算定基礎届(約3,600万件)の電子的な申請利用率は54.6%(電子申請10.9%+電子媒体申請43.7%)(28年2月末)

適用事業所のうち59.1%(約120万事業所)が5人未満の事業所(平成28年9月1日時点)

保険者において、事業主から報告される<u>毎月(12か月)分の報酬を正確に記録・管理するためのシ</u>ステム改修コスト等が発生する。

健保組合において、システム回収コストが保険料に上乗せされ、被保険者・事業主の負担になる可能性がある。

#### (2)社会保険の公平で適切な給付と負担の確保

社会保険において、保険料を賦課する報酬に上限・下限を設けることや、社宅・食事などの現物給与を報酬に換算した上で保険料を賦課することは、公平な保険料負担・給付のために極めて重要である。したがって、事業主が被保険者の報酬から保険料を天引きする上で、上記の上限や下限を適用させることや現物給与を報酬に換算するといった事務は、標準報酬制度の存廃に関わらず、引き続き必要となる。

現在の厚生年金の標準報酬月額下限である88,000円は、社会保険・税一体改革当時の政府案(下限78,000円)について、 国民年金保険料よりも低い負担で、国民年金に加えて厚生年金が受け取れることについて、公平性の観点から3党協議で 修正されたものである。

現在の健康保険の標準報酬月額上限である1,390,000円は、被保険者の負担と給付の公平性、及び限度額の引上げによる 事業主負担の増加の観点から、健康保険法第40条第2項により、上限額該当者の割合が0.5%以下にならないように規定 されており、上限額が設定されたものである。

被保険者が、適切な給付を受けるとともに、自身の被保険者記録を適切に確認できるよう、被保険者記録を月単位で記録する必要があり、事業主は被保険者1人ひとりについて、毎月(12か月)分の報酬を届け出る必要がある。

以上のように、標準報酬制度の在り方を検討するに当たっては、

事業主の利便性のための電子化、 社会保険の公平で適切な給付と負担の確保に留意が必要である。3

## (参考)社会保険の規模別適用事業所数(平成28年9月1日現在)

規	模	別	総数			うち法人設立			うち個人設立		
			実 数	構成割合	対前年増加率	実 数	構成割合	対前年増加率	実 数	構成割合	対前年増加率
			か所	%	%	か所	%	%	か所	%	%
総		数	2,038,513	100.0	6.4	1,926,870	100.0	6.6	111,643	100.0	3.1
2,	人以	工	860,366	42.2	10.3	801,116	41.6	10.9	59,250	53.1	3.5
3人	•	4人	344,300	16.9	5.5	320,420	16.6	5.6	23,880	21.4	3.7
小計(	5人	未満)	1,204,666	59.1	8.9	1,121,536	58.2	9.3	83,130	74.5	3.5
5人	. ~	9人	372,490	18.3	3.8	351,772	18.3	3.9	20,718	18.6	2.0
10人	. ~	19人	215,503	10.6	2.5	210,119	10.9	2.5	5,384	4.8	0.4
20人	. ~	29人	78,184	3.8	1.7	77,162	4.0	1.7	1,022	0.9	3.5
30人	~	49人	64,831	3.2	2.8	64,184	3.3	2.8	647	0.6	6.6
50人	~	99人	51,516	2.5	1.2	51,065	2.7	1.2	451	0.4	4.9
100人	~	299人	36,141	1.8	2.1	35,898	1.9	2.0	243	0.2	11.5
300人	~	499人	6,994	0.3	1.4	6,965	0.4	1.3	29	0.0	31.8
500人	~	999人	4,843	0.2	2.2	4,829	0.3	2.1	14	0.0	55.6
1,00	)0人.	以上	3,345	0.2	3.1	3,340	0.2	3.1	5	0.0	25.0
小計(	(5人.	以上)	833,847	40.9	2.9	805,334	41.8	2.9	28,513	25.5	

注. 船舶を除く。

【出典】厚生年金保険 業態別 規模別 適用状況調(厚生労働省年金局)